

富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程及び富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）の一部改正等に伴い、清算金を分割して徴収する場合又は分割して交付する場合における当該清算金に付す利子の利率等を改正するもの。

2 改正内容

(1) 清算金の分割徴収又は分割交付に係る利子の利率を「年6パーセント」から「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」へ改める。
(法定利率とは、民法において規定する、利息を生ずべき債権に係る利率のこと。
令和2年4月1日施行の同法の一部改正により、年3パーセントに引き下げられ、当該利率は3年ごとに見直されることとなる。)

(2) 富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程における必要な文言整理

3 施行日等

令和2年4月1日施行。ただし、富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程の一部改正における文言整理による改正規定は、公布の日から施行する。

<p>第26条 (略)</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の<u>利率は、法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</u></p> <p>3～9 (略)</p>	<p>第26条 (略)</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は<u>年6パーセント</u>とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>3～9 (略)</p>
--	--

富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程（平成12年条例第26号）新旧対照表

新	旧
<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の<u>利率は、法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</u></p> <p>3～9 (略)</p>	<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は<u>年6パーセント</u>とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>3～9 (略)</p>